

令和2年6月秋田市議会定例会追加提出予定案件		
	件名	説明
	「 条 例 案 」 1 件	
1	秋田市臨時診療所条例を設定する件	<p>○設定理由 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者の診療を行う臨時診療所を設置し、その使用料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者の診療を行うため、臨時診療所を設置する。 2 臨時診療所の診療科目は、内科とする。 3 臨時診療所が行う業務は、新型コロナウイルス感染症に係る検査が必要とされた者の検体の採取に関する事等とする。 4 臨時診療所において診療を受けた者は、使用料を納付しなければならないこととする。 5 使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算出した額等とする。 6 使用料は、市長の発する納入通知書により納付しなければならないこととする。 7 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができることとする。 8 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。 <p>○施行期日 規則で定める日から</p>
	「 予 算 案 」 1 件	
2	令和2年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件	○資料別紙